

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

同代理人

宇都宮市

処分庁

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市社会福祉事務所長 市村 昌宏

上記審査請求人が平成24年8月7日に提起した上記処分庁の生活保護費の返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成24年6月20日付けで行った生活保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

1 事 実

処分庁は、平成24年6月20日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく本件処分を行い、同日付けで請求人宛て通知した。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

ア 任意売却により請求人の所有する不動産が790万円で売却され、差押済の租税債権及び抵当権者に対する弁済に充てられたが、なお債務が残っている。

イ 請求人は、所有する自動車を保護開始前に実子に無償譲渡しており、売却益を得ていない。

ウ ア及びイにより、請求人は一切の金銭を取得しておらず、本件処分は事実誤認に基づくものである。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求める、というものである。

(1) 請求人は、保護開始時において不動産を所有していたが、当該不動産を活用することが困難な状況であり、急迫した状態にあることから、保護を開始した。

(2) 請求人は、平成24年5月31日に当該不動産の任意売却により、790万円の売却益を得たが、その全額を抵当権者への弁済等に充てた。

(3) 競売による売却とは異なり、任意売却による売却であるため、請求人の手元に売却代金が支払われているのだから、資力が発生したとみるべきである。

(4) 以上により、請求人に資力が発生したのであるから、本件処分は適正かつ正当である。



4 認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 請求人は、平成23年10月20日に長女に自動車を無償譲渡した。

イ 請求人は、平成24年3月2日に処分庁に生活保護を申請した。

ウ 保護申請時、請求人は、宇都宮市[REDACTED]に不動産(土地136.64㎡、建物94.40㎡)を所有していた。この不動産には、土地と建物を共同担保として抵当権が設定されていたが、請求人が支払不能に陥ったため、平成23年12月22日に[REDACTED]が抵当権者に代位弁済し、請求人に対する求償権を取得した。求償債権は、1,905万1,489円であった。

エ 処分庁は、平成24年3月30日に申請日に遡り請求人の生活保護開始決定処分を行った。

オ 当該不動産は、平成24年5月31日に任意売却により790万円で売却された。売却代金は、差押済の租税債権、抵当権者に対する弁済及び任意売却に要した経費に充てられた。請求人には、1,230万3,089円の債務が残った。

カ 処分庁は、保護開始時に所有していた不動産が売却されたことにより、請求人に790万円の収入があったとして、保護開始日を資力の発生日として、法第63条に基づく本件処分を行った。

キ 請求人は、平成24年8月7日に、本件処分を不服として審査請求を提起した。

(2) 判断

法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」こととされている。一方、同条第3項においては、第1項の規定は「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」こととされており、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」こととされている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2012」の問13-16においては、抵当権が設定されている資産を処分した場合の返還に関して、「保護開始時における資産の額は、売却価格（中略）から元金（中略）及び最後の2年分の利息（中略）を控除した残額」であるとしている。

これを本件についてみると、まず、不動産については、元金残高は1,905万1,489円であり、売却価格790万円は、差押済の租税債権、抵当権者に対する弁済及び任意売却に要した経費に充てられ、残額はなく、債務が残っている状況であるため、請求人に資力の発生があったとは認められない。なお、処分庁は、競売による場合と任意売却による場合とで資力の発生についての考え方が異なる旨を主張するが、抵当権が設定されている不動産の売却という点で両者は異なるものではなく、従って両者の取扱いに差異を設けるべき理由はない。

次に、自動車については、請求人は保護開始時に所有していないのであるから、保護開始後に売却による収入があったとは認められない。

従って、法第63条に基づく返還を求める根拠として、請求人に資力の発生があったとは認められず、本件処分は違法、不当であると認められる。

以上、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年7月9日

栃木県知事 福田 富

